

平成 19 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社Eストアー
代 表 者 代表取締役 石村 賢一
コード番号 4304 ヘラクレス
問い合わせ先 取締役
コーポレートセンター統括部長
鈴木 祥治
T E L 03-3595-1106

取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額 及び内容決定の件に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、当社取締役及び監査役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額及びその内容について承認を求め議案を、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めること、また、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 議案の内容

当社取締役及び監査役の報酬として、平成 11 年 5 月 24 日開催の株主総会において決議いただいた報酬額とは別枠で、当社取締役に対し年額 75,000 千円(うち社外取締役に対し年額 6,250 千円)の範囲で、また当社監査役に対し年額 25,000 千円の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てする新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 800 株を 1 年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

800 個を1年間の上限とする（新株予約権1個当たりの目的である株式数は1株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「払込金額」という）に、新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに合理的な算定方法を用いて算定する。

(8) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(注) 上記決議は、平成 19 年 6 月 26 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会において、「取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上